福岡県後期高齢者医療広域連合
障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）第７条の３の規定に基づき、福岡県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）における「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

本計画の対象となる障害者である職員とは、法第２条第１号で規定する障害者（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者）をいう。

１　計画期間

令和７年４月１日から令和１２年３月３１日までの５年間とする。

２　障害者雇用に関する課題

○広域連合においては、常勤職員は全て福岡県及び構成市町村からの派遣職員で、給与も派遣自治体から支給されており、非常勤職員のみを採用している。非常勤職員の採用に当たっては、法定雇用障害者数が１人に満たないため、障害者に限定した募集は行っていない。

○障害者である職員の在籍状況については、派遣職員は毎年度一定数が入れ替わり、非常勤職員も任用期間によって入れ替わるため、今後は障害者である職員が在籍する可能性も考慮した体制整備を行う必要がある。

３　目標

（１）採用に関する目標

○障害者である職員が在籍する場合を想定し、職員の障害者雇用の推進に関する理解を促進する。

（２）定着に関する目標

○障害者である職員が在籍することとなった場合、適切な環境整備等に努め不本意な離職者を生じさせない。

４　取組の内容

（１）障害者の活躍を推進するための現状把握

○派遣職員若しくは採用した非常勤職員が障害者である場合又は中途で障害者となる場合を考慮して、毎年度、人事評価における期首面談等を通して、障害者である職員に自己申告を呼びかける等、障害者である職員の在籍状況を把握する。

（２）障害者の活躍を推進する体制整備

○障害者の雇用の促進及び継続並びに施設・設備等の環境整備を図る「障害者雇用推進者」を設置し、障害者雇用推進者として総務課長を選任する。

○障害者である職員の相談窓口を総務課に設置し、庁内に周知する。

○障害者雇用推進者は、法第７９条の規定に基づき、障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合、速やかにこれを選任し、所管の公共職業安定所に選任の届出書を提出する。当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合、労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

（３）障害者の活躍を推進する環境整備・人事管理

○相談窓口への相談のほか、職員面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行う。

○職員全員に対し、障害に関する資料配布や研修を行う等、障害者雇用の推進に関する理解促進・啓発を推進する。

（４）その他

○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進するよう努める。

５　取組の点検

本計画の実施状況について、毎年１回点検を実施し、広域連合ホームページで公表する。

ただし公表方法については、本人の意向を確認の上検討する。